

第 1 1 回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年10月25日

金融庁 総務企画局

午後4時00分 開会

○関部会長 ただいまから金融審議会公認会計士制度部会の第11回会合を開催いたします。

本日は、皆様ご多忙のところご参加頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

本日はまず、田村金融担当大臣政務官よりごあいさつを頂きたいと存じます。よろしくお願ひします。

○田村政務官 皆さん大変お世話になっております。田村でございます。

今日はガバナンス品質管理、ディスクロージャー、独立性地位の強化のあり方、監査法人等にかかわる監督責任、まさにキーの部分の議論になると思いますので、皆さんの積極的なご参加でいろいろ勉強させて頂きたいと思います。

日本が貯蓄から投資へと移っているところですので、皆さんの役割は非常に重要だと思ひますので、皆さんが実効性をさらに発揮されるような責任のあり方とか、刑事、行政、民事、バランスをどのようにとっていくか、ぜひ有効な議論をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に移らせて頂きたいと存じます。

公認会計士制度部会も本年4月に再開いたしましてから今日で7回目の会合となります。9月の会合以降、監査法人制度などのあり方に関する論点を3つないし4つ程度のかたまりに分けて順次ご議論いただいているところであります。その中で監査法人等の監査、責任のあり方に関する論点を掲げてまいりましたが、この関係の論点は大変多岐にわたっておりますので、本日はまずそのうち監査法人等の責任のあり方に関する論点を取り上げ、監督のあり方、あるいはその他の論点については次回取り上げたいと考えております。

事務局の討議資料に入ります前に、渡辺金融担当副大臣がお見えになりましたので、ぜひごあいさつを頂きたいと存じます。

○渡辺副大臣 前回もごあいさつ申し上げましたけれども、自民党の時代に企業会計小委員会なるものを塩崎先生から受け継ぎまして、この公認会計士制度部会の議論をフォローアップしていこうということでやってまいりました。したがって、金融庁に副大臣として入ってからにもさらに関心を持ってこの問題に取り組まさせて頂きたいと考えております。

私の小委員長の前任者である塩崎官房長官とは最近しょっちゅうお目にかかるものですから、塩崎ペーパーどうしましょうかねという話をするわけでございますが、公認会計士協会の先生

方にも何がしかのメッセージは出ているものと思います。さっきもたまたま会いましたので、今日は何と言っておきましょうかねと聞きましたら、自由と規律だとおっしゃっていました。両罰規定の話につきましてはここでは申し上げませんので、また先生方のご議論を承らせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に戻らせて頂きます。

先ほども申し上げたとおり、今日は監査法人等の責任のあり方に関する論点を取り上げて皆さんにご議論頂きたいということでございます。

それではまず、事務局より討議資料を説明して頂きたいと存じます。

○大来課長補佐 それでは、事務局より討議資料の説明に入らせて頂きます。

お手元資料1-1、公認会計士制度に係る討議資料(H18-3)をご覧ください。

監査法人等の責任のあり方ということで、今部会長から紹介のあった論点でございます。

全体的な構成ですが、まず「はじめに」ということで述べた後、現行制度を簡単にご紹介申し上げ、その後これらの制度をめぐる論点についてさらに記述をさせていただいているという構成になっております。

それでは、内容に入らせて頂きます。

まず「はじめに」ということで、会社が作成した虚偽のある財務書類について、会計士が虚偽証明を行った場合など非違事例があった場合には、会計士に刑事、行政、民事上の責任が及ぶほか、その会計士を社員とする法人にも種々の責任が及ぶということになります。

非違事例について適切な抑止、是正を図る、あるいは被害者救済を適切に図っていくためには、非違事例に対して厳正な責任の枠組みが求められるということである一方、法人の責任のあり方については監査の質の確保という究極的な目的に照らして行政・刑事・民事上のそれぞれの責任の間の適切なバランス、それから全体として適切な水準のあり方などについて多面的な検討が必要になるのではないかとこのように考えられます。

2番目、現行制度のところに入らせて頂きます。

まず、刑事責任でございます。証券取引法がまず問題になってきますけれども、有価証券届出書、あるいは有価証券報告書などの開示書類のうちに、重要な事項について虚偽記載のあるものを提出した者は、この間の金融証券取引法で罰則引き上げになっておりまして、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、その併科ということの対象となってまいります。この開示書類に含まれる財務諸表については、会計士あるいは監査法人による監査証明が求められ

ておりまして、監査証明業務を行った会計士が虚偽証明を行うということによってこの虚偽記載に加担したと認められる場合には、証券取引法上の罪の共同正犯あるいは従犯としての責任が問われ得るといふふうに構成をされているところでございます。

一方、虚偽の監査証明を行った会計士が所属する監査法人について刑事責任を問う規定はないということでございます。

ちなみに会社法上、会計監査報告について虚偽の記載をした場合には、会計監査人、これは会計士、監査法人両方を含む概念ですが、100万円以下の過料の対象となるというふうにされているところでございます。

続きまして、行政責任でございます。

現行制度上、監査法人が負う行政上の責任としては、以下のものがあります。まず、会社が作成した虚偽等のある財務書類について法人の社員が故意、あるいは過失によって虚偽のないものとして証明を行った場合、あるいは監査法人が法令に違反した場合、あるいはその運営が著しく不当と認められる場合には内閣総理大臣が当該法人に対して戒告、2年以内の業務の全部停止、または一部停止の命令、あるいは解散命令を発することができるとされております。

それから監査法人に法令違反がある場合、あるいは監査証明業務の運営が著しく不当と認められる場合には、内閣総理大臣が監査法人に対して業務改善の指示を行うことができることとされております。この制度は1段落目の処分を科すというところまで至らない場合、あるいは共同組織体として業務の適正な運営を速やかに確保するということが主体的な取り組みを促すんだ、将来にわたって組織的監査の実効性を確保することが必要かつ適切であるという場合を想定した制度でありまして、これ自体処分には当たらないというふうに解されているところでございます。

なお、協会の方で会計士あるいは法人に非違事例があった場合には、会則に基づきまして当該会計士・法人について戒告、会員権の停止、金融庁に対する懲戒処分の請求を行うことができるというふうになっているところでございます。

それから、民事責任でございます。

監査法人はその業務の実施に伴いまして、民事上の債務不履行が発生した場合の損害賠償責任を負う、それから監査法人の社員が虚偽証明をした場合は、不法行為に基づく損害賠償責任を負うというふうには民事上の責任を負うこととされております。ちなみに、証券取引法上は財務諸表監査について、有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類に虚偽記載等がある場合には提出会社の役員とともにその監査証明を行った、虚偽証明を行った法人についてその虚偽

証明によって生じた損害を賠償する責任を負うこととされております。

こういった民事上の責任について、法人の財産だけでは損害賠償債務を完全に弁済できないときはすべての監査法人の社員はそれぞれ連帯して監査法人の債務を弁済する責任を負うと。いわゆる無限連帯責任と呼ばれているところでございます。

これは監査法人の人的関係に基礎を置いて組織的規律と総合監視のもとで組織的監査が有効かつ適切に行われるということを期するという前々回ご紹介したところにもありました制度に基づいた考え方でございます。

これに対しまして、平成15年の公認会計士法改正のときにおきまして、無限連帯責任に一定の制限を加える指定社員制度が導入されたところでございます。この制度は、特定の監査証明業務というのを担当する社員というのを指定して、被監査会社書面をもって通知をした上で指定をし、当該監査証明業務に関する被監査会社からの責任については指定された社員のみが無限責任を負うというふうにされております。

一方で指定証明に係る業務を行わない社員については、指定証明についての義務を負わないで被監査会社等に対する責任は監査法人への出資金の範囲に限定するという内容を内容とするものでございます。

以上、現行制度をご紹介申し上げます。

3から論点のところでございますが、まず個別の責任に入っていく前に総括的な評価といたしまして、監査法人等が負う責任について刑事、行政、民事の責任を全体として見たときに現行の水準、バランスというのはどういうふうに評価されるかという論点があろうかと存じます。

それからそれぞれの責任ですが、まず刑事責任のところ。

既に申し上げますとおり現行制度上、虚偽証明等を行った会計士を社員とする法人について刑事責任を問う規定は存在しないということでございます。この点、虚偽証明等を行った会計士につきまして直接罰則の対象とした上で、当該会計士を社員とする監査法人に対しても法人両罰規定を及ぼすという考え方がございます。

この点、税理士に目を向けますと、税理士が脱税相談に応じた場合等につきましては、税理士法で法人両罰規定が存在するところでございます。罰金の上限は200万円というふうになっております。

ちなみに、公認会計士法におきましても両罰規定というものの自体は存在するのですが、例えば当局による報告徴求あるいは立入検査を忌避した場合、社員がそういうことをした場合というのが対象であって、虚偽証明は対象となっていないところでございます。

この両罰規定につきましては、まず虚偽証明を行った会計士を社員とする法人につきましては、行政処分により対応することが妥当であって、それを超えて刑事罰を監査法人に科すことについては法人の信用失墜、所属公認会計士の離散といったリスクが大き過ぎるのではないかと。あるいは、監査の要諦は個々の会計士が個人として責任をもって臨むことによる厳正な監査の実施にあるのであって、いわゆる一般事業会社のように会社、社員の関係になぞらえて虚偽証明を行った会計士を社員とする法人に刑事罰ということは過剰ではないかと。

あるいは、諸外国においても法人に対する罰則は存在しないか、存在してもほとんど使用されていない。あるいは、法人が全体として虚偽証明等に加担しているようなケースについては、監査を直接実施した会計士に限らず、加担している公認会計士のすべてについて証券取引法の虚偽記載罪の共同正犯あるいは従犯ということを適用することによって対応していくことが考えられるのではないかと。

それから、他の専門職業士やコンサルタントなどについて法人両罰規定が存在しない中、監査法人についてのみ刑事罰の対象とすることはバランスを欠くことになるのではないかとという指摘がございます。

その一方で、監査契約の当事者は監査法人であって、また監査法人は所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のために業務管理体制を整備しなければならないというふうに公認会計士法上も規定されているという立場にあることにかんがみれば、監査法人に対して刑事罰を科すことは非違事例の抑止等の観点からも必要な措置ではないかと。

あるいは、士業において法人の刑事罰を問うことに係る法制的な面につきましては、ご紹介したとおり税理士法において例が存在する。

それから、法人に対する刑事罰がリスクが大きいということであるか否かにつきましては罰金の多寡による面もあり、仮に税理士法における程度の水準であれば過剰とは言えないのではないかとというような指摘が存在するところがございます。

こういった指摘を踏まえて虚偽証明等を行った会計士を社員とする法人に刑事罰を科すということについてどう考えるかという論点があろうかと存じます。

それから、行政責任のところでございます。

既に申し上げましたとおり、処分あるいは指示については諸外国の例に比して処分の態様が限られているのではないかと。例えば以下のような問題点があるのではないかとという指摘がなされているところがございます。

例えば戒告につきましては、非違のある監査法人を戒めることによって間接的にその法人に

不利益、レピテーション的なところかもしれませんが、そういったものが生じ得るものの、抑止効果としては一定の限界が存在するのではないか。あるいは、業務の停止につきましては、監査というのは本来的には継続的な営みであって、それを一たん停止するということが監査の質の確保という継続的な目的にかなうのか、あるいは善意の被監査会社への影響などを考えると機動的な対応がとりにくい処分ではないかといったような指摘。

あるいは業務改善指示については処分ではないという先ほど申し上げた解釈があつて、非違事例への対応として法人の真摯な対応を十分に確保していくことができないおそれがあるのではないかというような指摘が存在するところでございます。

こういった指摘を踏まえまして、処分の多様化を図ることによって個別の非違事例に応じて適切に行政処分を問うていくということを可能とすべきではないかという指摘がございますけれども、どう考えるかという論点があろうかと思ひます。

例えばということで幾つか挙げてございますけれども、まず会社が作成した虚偽の財務書類について法人の社員が故意、過失により虚偽証明を行った場合、あるいは法人に法令違反がある場合、あるいは運営が著しく不当と認められる場合に、内閣総理大臣が健全かつ適切な運営を確保するために構すべき事項あるいは期限といったものを示して改善計画の提出を求めるなどのような行政処分の類型、いわゆる業務改善命令といったものが考えられますけれども、どう考えるかという論点がございます。この点は、業務改善指示との関係について法制面の検討が必要かと思ひます。

それから、監査に関する品質管理の観点から、業務管理体制の整備に責任を有する者、理事等、あるいは個別の監査の審査など品質管理に責任を有する者に仮に問題があると考えられる場合に、これらの者の職を解くと。この点は、これらの者を法定するということとひょっとしたらセットになるかもしれませんが、その上でこういった者の職を解くということを命令するという行政処分の類型。いわゆる役員等解任命令というようなものが考えられるけれども、どうお考えになるかという点。

それから、非違事例を行った会計士に必要な知識や経験が不足しているというふうに判断されるような場合について、例えば業務改善指示の一環として専門職業教育・訓練を要求していくというようなことが考えられるけれども、どうお考えになるかといった論点。

それから、監査法人に対して業務停止等の処分を行うことが先ほど申し上げたような観点から仮に適切でないと考えられる場合にむしろ課徴金・民事制裁金、名前はいろいろあろうかと思ひますが、そういったものの納付という形で経済的に対応した方が合理的であるという考え

方があるけれども、どう考えるかという論点があろうかと思えます。

この点につきまして、主要国におきましては虚偽証明を行った法人に対して民事制裁金というような形で経済制裁を加えていくということが一般的でございます。

なお、我が国の課徴金制度につきましては、独占禁止法における課徴金制度について昨年7月に内閣官房に基本問題懇談会が設置されて課徴金制度のあり方について広く検討が進められているところでございまして、後ほど詳述をさせていただきます。

なお、この関連では非違事例を行った監査法人に対して日本公認会計士協会が過怠金を課すことができるような制度的な手当てを行った上で、あわせて行政から協会に対して所要の措置請求をすることができるようにするということが考えられますけれども、どうお考えになるかという論点があるかと思えます。

以上、行政責任でございまして、続きまして民事責任でございまして。

既に申し上げましたとおり現在、無限連帯責任という形の中でやっておるわけですが、その一方で法人のガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤については詳細な制度というのは最低限のものしかないということでございます。

ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤といったものについて一定の制度的な枠組みを構築、付与するということを前提に置きつつ、法人の社員に係る民事責任の有限責任化の道を開くという指摘がございますけれども、どうお考えになるかという総合的なところ。

それからさらに細かくいきますと、まず民事責任と組織形態のあり方ということでございまして、先ほど申し上げました平成15年の指定社員制度の導入に伴いまして、一定の有限化というのが可能になったところでございますけれども、被監査会社に対しては責任の有限化が一定の範囲で可能になったところですが、それ以外の第三者に対しては引き続き全社員が無限連帯責任を負うという形になっております。

この点につきまして、法人の合併等に伴って例えば社員が400人を超えるというような大規模な法人が出現している現状にかんがみ、無限連帯責任という考え方に現実と大きな乖離があるのではないかという指摘があるところかと思えます。

平成15年改正に向けた平成14年の本部会における報告におきましてもこの点について、私法上の有限責任パートナーシップの組織形態というものの検討とあわせて将来的な検討課題と位置づけることが適切だという提言がなされているところでございます。こういった考え方を踏まえまして、合名会社制度をベースとした現行の無限連帯責任形態の監査法人制度に加えて、有限責任形態の監査法人制度の導入を可能とすることについてどうお考えになるか。その際、

例えば人的関係に引き続き基礎を置きつつ、社員の会社に対する責任を有限のものとしている会社法上の合同会社制度をベースとするということが考えられますけれども、どうお考えになるか。

注ですけれども、有限責任、有限責任と申し上げておりますが、この場合であっても監査法人の個々の監査業務において虚偽証明があった場合にはその虚偽証明を行った社員は不法行為責任を負うということでございますので、結果として無限責任を負うことになる。また、そういう虚偽証明にかかわった審査担当者や法人の理事等が仮ににいるということであれば、その関与に応じて生じた損害の範囲において不法行為責任を負うということも考えられますので、この点は注記をしておきます。

それから、先ほどこういったことを前提にと申し上げた1点目、品質管理、ガバナンスの点でございます。

有限責任形態を選択する監査法人につきましては、業務管理体制を適切に構築して必要な品質管理を行うためのガバナンス機能を有した組織あるいは体制であることがまず必要なのではないか。こういったことから前々回ご議論いただいた個別の監査証明業務を執行する社員、あるいは品質管理に責任を有する社員、あるいは担当する部門、あるいは経営に関する意思決定を行うような理事あるいは理事会等といったようなものについてその設置を求めて品質管理、ガバナンスが整理された監査法人に限って有限責任形態の選択を認めるということが考えられますけれども、どのようにお考えになるかという論点。

それから2つ目、ディスクロージャーですけれども、監査法人による情報開示のあり方についても前々回ご討議いただいたところでございますけれども、有限責任形態の監査法人について、例えば貸借対照表、損益計算書といった財務書類の開示を義務づけるなど財務状況にかかる開示をより充実させることによって、財務基盤にかかる透明性を確保していくということが考えられますけれども、どう考えられるか。

それから、このほかに有限責任形態の監査法人について、第三者がその責任形態を誤認することを防止するために必要と考えられる方策があるかどうか。

会社法につきましては、ご案内のとおり合同会社についてその名称中に合同会社という4文字を使用しなければならないという規定が設けられているところでございます。

それから3つ目として財務基盤の充実ということで、有限責任形態の監査法人制度を導入するとした場合に、そのような形態の監査法人については財務基盤を充実させることが被害者救済の観点から必要というふうに考えられますけれども、どう考えるかという総論的な話で、さ

らに細かくいきますと2つほど論点があろうかと存じます。

1つは財産規制のところでございます。

現在、監査法人につきましては、参入時における最低資本金規制というようなものはございませんけれども、有限責任という場合に法人自体に一定の資力を持たせることで財務基盤の充実を図るという観点から、参入の際に最低資本金規制を設けるということが考えられますけれども、どうお考えになるか。

あるいは参入時に限らずということであれば、現在の監査法人制度において配当規制、あるいは内部留保を流出させるということについて規制が存在しないところですが、会社法上合同会社については利益の配当により有限責任社員に対して交付した金銭の帳簿価額が当該利益の配当する日における利益額を超える場合にはその利益の配当を受けた有限責任社員にその配当額の範囲で連帯責任を負わせているところでありまして、監査法人の行う業務の公益性などにかんがみて、合同会社をベースにすると先ほど申し上げましたけれども、この会社法上の合同会社に係る剰余金分配規制に加えて剰余金の配当により減少する剰余金の額に一定割合を例えば乗じたようなものについて準備金等として計上することを義務づけるというようなことが考えられますけれども、どうお考えになるかという。

それから2点目として、供託あるいは保険ということで、支払原資の一層の確保という観点からは、有限責任形態をとったような法人について例えば保証金の供託とか損害賠償責任保険への加入ということを義務づけることが考えられますけれども、どうお考えになるかという論点があると思います。

それからちょっと別の問題といたしまして、損害賠償責任の範囲の限定ということでございまして、監査法人が行う損害賠償責任の範囲を限定するような目的で被監査会社からの損害賠償請求について賠償額の上限を設定するいわゆるキャップ制。あるいは第三者に対する損害賠償について過失割合に応じた被監査会社との案分、いわゆる比例責任という考え方があろうと思います。

一方でこれらの制度につきましては、一般私法上の責任を当事者の意思にかかわらず縮減することを認めてよいのか、あるいは我が国においては複数の加害者による第三者に対する損害賠償責任については一般私法上、連帯責任というふうに考えられていることと相いれないのではないかと、あるいは被害者救済への影響をどのように考えるのかという観点からなお検討が必要ではないかという考え方があるところでございます。こういった論点についてどういうふうにお考えになるかという論点があると思います。

そのほか、監査法人等の責任のあり方について検討しておくべき論点がございましたらぜひご提案いただければというふうに考えております。

討議資料につきましては以上でございます、なおお手元資料2に本日ご欠席の上柳委員より「監査法人等の責任のあり方」という、討議資料と題名が一緒でございますけれども、ご意見をちょうだいしているところでございますのでご参照いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。事務局資料に出てまいりました課徴金制度に関連しまして現在政府全体が行っている独占禁止法における課徴金制度にかかわる検討作業の進捗状況について事務局より簡単に紹介を頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。

○三井市場課長 それでは、資料3-1から3-6までが課徴金関係の資料でございます。

主に資料3-1から3-4を中心にご説明申し上げたいと思います。

まず、3-1、独占禁止法基本問題懇談会の開催についてという2枚の紙をご覧頂きたいと存じます。昨年の4月にいわゆる独禁法の改正が行われまして、その附則の規定で2年間にさまざまな掲げられた項目について検討を行い、見直しを行うという規定が置かれました。それにのっとりまして、官房長官のもとに独禁法基本問題研究会が設置されまして、現在幅広い議論を行っているところであります。

3. の開催期間にありますようにおおむね2年間ということでございますので、来年の春夏を目標に議論を行っているということでございます。

3-2の資料をご覧頂きたいと思いますが、これが今私が申し上げました独禁法の改正の附則の規定でございます、読み上げを省略いたしますが、課徴金の見直しが書かれております。

資料3-3でございます、これまでに17回開催されております。そして第14回、15回のところにありますように論点整理が出されております。この論点整理は続いて説明いたしますが、金融庁の方からは第12回、平成18年5月19日に証券取引法の課徴金について説明をいたしまして、それに基づいて議論が行われております。

それでは、資料3-4をお開き頂きたいと思います。

目次を飛ばしまして、5ページをご覧頂きたいと思います。

4ページぐらいから課徴金制度について個々の論点、議論がされております。5ページのア、独禁法の課徴金でございますが、いろいろな要件がございますが、一言でいいますとカルテルを行った場合にはそのカルテルについて、製造業等の大企業の場合は売上高の10%の金額の課

徴金を徴集するというものでございますが、これがその課徴金の本来の趣旨であります違反行為の抑止という行政目的に照らして十分かどうかということが議論されています。この論点整理では、基本的に、いずれの論点も二つ以上の議論がされている場合には、その議論を並列的に掲げているという整理になっております。

それからイのところ違反行為の行為類型でございまして、これはカルテル以外にも幅広く課徴金の対象にすべきであるという意見と、慎重に考えるべきという議論が紹介されています。

それから1つ飛ばしまして、エの課徴金の法的性格や算定方法でございまして、現在独禁法の課徴金はカルテルによって企業が得た不当な収益を、大企業の製造業等であれば売上高の10%等、パーセンテージを法定して推計しております。これは①のところにありますように、不当利息相当額というのを課徴金額を法定する場合の算定の根拠にしておりますが、あくまで課徴金というのは不当利得を吐き出させるための制度ではなくて、違反行為の抑止のための制度であるということから出発しまして、ここにとられる必要はないのではないか、不当利得という金額にとられる必要はないのではないかという議論が多数出ております。そうした場合に、それでは不当利得以外に客観的・合理的な金額水準としてどのようなものが適当なのか、そういうことについてはなかなかはっきりした議論が出ていないということで、ここに掲げられていますようなさまざまな議論が出ているというのが現状ではないかと思っております。

それから7ページのオでございまして、企業が法令遵守の取り組みを積極的に行っていた場合に課徴金額を減額するといった仕組みです。いわゆるリニエンシーと言われる、違反事実を自ら報告してきた事業者に対する課徴金減免制度については前回の独禁法改正で導入されておりますが、こういったものについてどのように考えるかという議論が掲げられています。

それから次の論点は8ページでございまして、刑事罰との関係でございまして。

独占禁止法の課徴金が刑事罰との関係で憲法上問題があるかないかというのはかなり昔に裁判を通じて争われました。最終的には裁判所は、これは行政上のいわゆる金銭的なペナルティといいますか金銭的な賦課を求める制度でありまして、刑事罰とは趣旨、目的、要件、効果が異なるので併科をして構わない、合憲であるという判決を出しております。これをめぐってまた課徴金額の引き上げの際にさまざまな議論が行われまして、この内閣府の独占禁止法の基本問題懇談会においても議論がされています。

具体的には、9ページのイのところでございます。競争法分野では刑事罰と課徴金を両方かけている国はむしろ珍しいということで、日本では一本化すべきであるという議論があります。

念のために申し添えますと、証券取引法の分野ではアメリカ、イギリス始め併科を認めている国がむしろありまして、ここは競争法の分野に限った話であろうと思います。②以下についてはその役割分担機能しているとか、あるいはその趣旨が違うということから併科すべきであるとか、あるいはそれぞれ別のものなのでどちらかにすべきであるであるとか、あるいは現行、独禁法では⑤でございますけれども、法人に対して課徴金と罰金が併科された場合には課徴金額から刑事罰金の半分を引くという制度を導入していますが、これについての是非がございません。証券取引法継続開示においては罰金の全額を引くという制度をとっておりまして、この辺のところについて両論あろうかと思えます。

それから以下は証券取引法とダブる部分はかなり薄くなりますのでごく簡単に論点だけ説明いたしますと、審判手続について13ページ以下でさまざまな論点について議論がされております。

公正取引委員会におけます審判手続きについてさまざまな議論がありますが、証券取引法の審判手続では、証券取引等監視委員会が違反行為の調査をいたしまして、違反があったと思われた場合には、違反の行為に基づく課徴金の納付命令の勧告という勧告手続を行い、それに基づいて金融庁に設置された独立性の高い審判官が合議体で審判をするというシステムになっていまして、いわば裁判官役と検察官役が分かれた組織になっているわけでございます。また、独禁法におきまして、排除措置命令といういわゆる違反行為を解消するための行政処分と、それから金銭的なペナルティであります課徴金納付命令の2つの手続を同時に進めるのか、別の手続として構成するのかといったことについて両論が並べられております。

以上、非常に簡単でございますけれども、内閣府における懇談会の議論の状況をご報告いたしました。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局討議資料に沿って委員の皆さんからご意見を頂きたいと思えます。本日の論点につきましては、刑事責任の論点、それから行政責任、民事責任と、こういうふうに3つに分かれて整理がされておるわけございまして、議論があっちにいたりこっちにいたりというのも効率的な議論になりませんので、まずは総括的な評価、つまり責任を論じるに当たって個別の刑事、行政、民事の責任がそれぞれ全体として関連をしておるわけございまして、全体の責任のあり方をどうするのかということと、それから刑事責任についてまずご議論をいただいて、その後、行政責任、それから民事責任と、こういう順番で逐次議論していくという

ふうにしてはいかがかと思っております。

そういうことで進めさせて頂くということにして、まずは総括的な評価と刑事責任についてご意見を頂きたいと思います。

それでは増田（宏）委員、どうぞ。

○増田（宏）委員 まずご議論頂く前に4点ばかり確認といいますか、議論の前提をお話ししてご理解を頂きたいと思います。

まず1つの目の点は、ご承知のように会社法の改正で今年から会計監査人は株主代表訴訟の対象になったという点がございます。そういう意味では、責任が強化されているということは申し上げておきたいと思います。

それから2つ目の点は、ご承知のように、監査基準が昨年の10月に変更になりまして、監査事務所における品質管理という部分が今年4月から強化されているという段階にあつて、各監査事務所とも自主規制を強化しております。会計士協会においても品質管理レビューを充実させ、そのモニターをしている公認会計士監査審査会の方でも厳しく見るという状況にあるという点を申し上げておきたいと思います。

それから3つ目の点は、先ほどもお話があったとおり、前回の公認会計士法の改正において附帯決議を付されました監査法人における社員の有限責任についてです。これは指定社員制度、会社に対する責任については有限責任の社員を設けるという制度が設けられました。けれども、株主等第三者に対しては、相変わらず400人からいる非関与の社員について無限連帯ということが求められている制度になりますので、この点について今回改正において導入を検討頂くということだと思えます。

それから4つ目の点としましては、EU等においては監査法人の責任軽減の動きがあるわけで、先ほどもお話がありましたけれども、キャップ制、責任の有限責任制だとか、責任軽減制度の導入等が検討されているというように伺っていますので、この点も加味した上でご議論を頂きたいなど、総括的にはそういうところを申し上げておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

いろいろご意見があるかと思いますが。

八田委員、お願いします。

○八田委員 総括的なことでちょっと感想も踏まえて申し上げたいんですけども、このテーマが出てきているということは、少なくとも現行の監査法人等の責任のあり方に何がしか問題

があるというまず提起だと思っんです。

それは恐らくそのことで証券資本市場の信頼を失墜する場面がある、あるいは投資家を保護し得ていない、こういった危機意識があつてこういうテーマが上がつてきていると思います。したがつて、もう一つは現実に大手監査法人の問題が露呈したことで、監査法人の責任の対応がどうも極端過ぎる部分がある、中ほどがないのではないかと、言うならば機動力を持った対応がとれていないのではないかと、こういうことがあつて今回俎上にのつてきていると思っんです。

私は基本的に、これは好むと好まざるとの問題ですが、我が国の市場関係者が求めている、あるいは目指している方向は明らかに米国型の開かれた市場だと。この仕組みを市場関係者は受け入れているわけです。となつてくると、これは賛否両論あるかもしれませんが、米国での対応というのは一つ大きな教訓というか、教材になつていくであろうと。となつて、やはり証券取引委員会を中心とした行政機関、これが日本と違つて準司法的な規則制定権まで持つていて非常に瞬時に機動力を持った、例えば課徴金に関しても導入できているという姿はやはり否定できないのではないかと。つまり日本にはそれがなかなかないですからどこがやるかという問題はあつるかもしれません。

それともう一つ、SECの処分を見ていると、機動力を持ったそれなりの対応をするわけですが、その背後にあるのはそれで事務所をつぶすとか、あるいは生死与奪の権を握るのではなくて、教育改善、是正措置をして、そしてちゃんとやりなさいと、こういうことを言っているわけです。したがつて、これは後半の問題になるかもしれませんが、例えば私は印象的に残つているのは1990年代の後半ですが、プライスウォーターハウスとクーパース・アンド・ライブランドという大きい事務所が合併したときに、プライスウォーターハウスのパートナーが、実はクーパース・アンド・ライブランドが持つていたクライアントの株を何人が持つていた。つまりこれは本来であれば利害関係に抵触するので、その段階で身ざれいにしなければいけないのを、かなりのパートナーがそれに対して失念していたと。それでSECが下したのはおもしろい制裁措置でありまして、教育課徴金、つまり事務所の中で独立性に関する教育を支援するような資金を当時、多分日本円にして5億円ぐらいだつたと思っますけれども、400万ドルぐらい出せと。そして全パートナーから従業員を倫理的な、あるいは独立性を強化するような方向でやりなさいということで、別に市場に資金を提供するのではなくて、事務所をよりよくさせるための提言をしているんです。日本はなかなかないですし、今後会計士協会の方で過怠金とか何かやる関係があつるかもしれませんが、それはどちらの役割分担かわかりませんが、少

なくとも前向きに対応をしていただかないと困るということ。

なぜこういうことを申し上げるかという、最後ですけれども、私は今教育の現場におりまして、今年から公認会計士の試験制度が変わりましたが、私の非常に主観的な理解であります。が、せっかくいい制度にさせていただいたと思っている割にはすそ野が広がってこない。これは試験の難しさもあるかもしれませんが、社会人の方々が1年目はかなり会計大学院なんかも関心を持ったようですが、今2年目、3年目に入りまして、我々が考えていたよりもほとんど広がっていない。逆に尻すぼみになっている状況。これはやはりせっかく頑張っても、責任ばかり問われて、そして経済的にそれほど満たされない、あるいは定年制もしかれて十分な努力が実らないと、こういう方向があった場合には結果的に日本の市場を支えるインフラの会計士業界がやはり途上国レベルで終わってしまうという危機感がありますので、その辺を見誤らないように。首を絞めるのはいいですけれども、やはり何がしかもう少し見守るような態勢をとって頂きたいと思います。

○関部会長 ほかにいかがでしょうか。

○八木委員 総括と刑事罰という点に絞って簡単に申し上げます。1つは6月のこの席でプレゼンをやったときにも申し上げたんですけれども、また資料の5ページにも載っておりますけれども、行政責任としての業務停止は、企業から見ると、中央青山さんのケースで、善意のクライアントに非常に大きな影響をもたらしました。そういう観点からは、業務停止よりやはり重みのある課徴金とか制裁金による方がいいという印象を強く持ちました。いずれにしても、刑事責任、行政責任、民事責任、それぞれバランスを持って対処して頂きたいなという感じがあります。

刑事責任の両罰規定についてでございます。これは現在の公認会計士法にはないわけですが、一部、立入検査拒否等についてはあるとご紹介があったとおりであります。公認会計士と監査法人が担う責任の重大性とか法人処罰がもたらす非違事例に対する抑止効果、そういった面から検討する余地は大いにあると思うので、そういう意味で検討されるのは結構だと思います。ただ、諸外国には十分に機能する制度としての事例がないというようなこともご紹介があったので、その辺ちょっと懸念が残っております。

私は時間を要する刑事罰よりも、さっき申し上げた通り、行政罰としての重みのある課徴金や制裁金に効果を期待するというふうに考えますので、そちらを優先的に検討されたらどうか、これは以前から変わらない考えでございます。

以上です。

○関部会長 どうもありがとうございました。

ほかに。原委員、いかがですか。

○原委員 やはり私としては、なぜこの公認会計士部会が再度開かれて検討を重ねているのかというところを初心に戻って考えられるべきではないかと思っております。

八田委員から日本の資本市場というのはアメリカに倣うのであろうと。アメリカに倣うのであればやはり市場の規律、市場構成にするというのは大前提です。そういう意味では公認会計士が果たされる役割というのは大変大きくて、これはほかの士業とは全然違うと思っていて、ここの部分について責任が重くなることは、それで大変だからこの仕事をしたくないということではなくて、やはりそれだけの責任を持つ仕事なんだということで、かえってそれが自分たちにとって名誉と言ってはおかしいですけれども、それだけ市場にとって有用な仕事だという形でとらえて頂きたいと思っております。

刑事責任について今絞ってということだったので、総括とそれから刑事責任ということなのですが、やはり全体のバランスの中で考えても、先ほど両罰規定の話がちょっと出ておりましたけれども、監査法人に、私はここは何らかの刑事責任を問う規定を設けるべきではないかと思っております。

ただ、それをどういう場面で発動するのかというところに工夫をされると、刑事責任を問うということは大変信用も失墜をするし、業務はとまってしまふというふうな、それから時間もかかるしということもあるかもしれませんが、バランス的に考えると監査法人の刑事責任の導入ということは十分考えられるべきだと思います。

それから先ほど課徴金で機動力を上げてやった方がいいというようなご意見も出たりしておりますけれども、公正取引委員会は業務としては課徴金を課すということを随分やっているわけなのですが、戦後の歴史を見ると大手の企業が課徴金を払うように命じられていて、それでも別に倒れることもなく事業を続け、また課徴金を受けるようなことをやっているというようなことがあります。必ずしもこれだけあれば十分というような規定では私はないと考えておりますので、有効な刑事罰の規定というものの導入を考えて頂きたいと思えます。

○関部会長 伊藤先生。

○伊藤委員 私は皆様を混乱させるつもりはないんですが、議長から総括的な話ということにありますので一言いいたいです。つまりこの議論をするときは、今の監査法人というのを前提に我々は考えているのですけれども、それにとどまらず、将来の監査法人のあり方というもののまでも踏まえてこの罰則のあり方も考えていかなければいけないのではないかと私は思うわ

けです。

先ほど副大臣から自由と規律というお話もありましたけれども、基本的には監査法人そのものが将来の姿としてはもっと幅広く、私は前に申し上げたと思うんですが、今の監査ファームという監査だけをやるのではなくて、もちろんファイアーウォールがありますけれども、コンサルティング、あるいは海外税務とかそういったものを幅広く自由に行うような拡大していく監査法人のあり方を考えた上で、まずそこを開放してやる。その一方においてモニタリングなり罰則の強化をしていく。そうした法人が監査する場合には、必ず組織監査をきっちりやらなければいけない。そうなりますと、やはりそれなりの罰則を設けなければいけないという意味において、私は刑事罰もやむを得ないのではないか。その場合には、個人ではなくて監査ファームに対しても当然のことながら刑事罰の必要性が出てくるのではないか。しかし、その場合は、くどいようですが、それは裏腹に監査法人をもっと拡大して新しく分野を拡大してやるという両面を考えていただいてこの議論をぜひご検討頂きたいということであります。

以上です。

○関部会長 刑事責任についていろいろご意見があると思うんですけれども、いかがですか。ここで刑事責任、監査法人については刑事責任が日本にはないと。これをどう考えるかというのは論点なんですけれども。

○増田（宏）委員 刑事罰の方にもう議論が入ってしまったので総括的な話ではなくなってしまったんですけれども。

○関部会長 どうぞ、総括的な話もあわせて。

○増田（宏）委員 先ほど事務局の説明の中で、税理士法人と比較されました。税理士法人と監査法人は同一かのような説明がありました。税理士法人というのは、納税者の税務代行等をする相対の関係ですけれども、監査法人の場合は、被監査会社が契約の相手方であるものの、実際は被監査会社の株主だとか、あるいは債権者といったステークホルダーといえますか、利害関係者がたくさんおまして、そのために会社法上も株主総会で選任することになっているわけです。

そうしますとこれはどういうことかという、先ほど来話がありましたけれども、法人の信用というのが税理士法人と大きく違っているところがございます。被監査会社の方は、選任したくても株主だとか債権者が忌避するということが出てきます。そのために逆に選任の候補者として予定できないというようなことになってしまうということです。例えば、実際起訴されたというようなことになると、罰金が200万円だろうと5万円だろうと関係なく、起訴の

段階でそういう監査法人は選任すべきではないという意見が出てくるわけなんです。そういうことによって、アーサーアンダーセンの例がありますけれども、監査法人は、信用を付与するというのを業にしているわけですから、逆に自分に信用がなければ監査人として選任されなくなるということで、別に解散命令だとか破綻処理をしなくても自動的にそちらに向かっていくようなことになってしまうわけです。その実例としてあるのがエンロン事件におけるアーサーアンダーセンだと思うんです。

その辺のところをぜひご理解いただきたいと思います。結果としますと、それでは善意の被監査会社だとか、あるいは投資家といった多くのステークホルダーに、多大な影響や迷惑を与えることになってしまうわけです。今回の中央青山さんの事件もありましたけれども、多数の被監査会社、あるいは債権者等はまったく今回の事件については関係ありませんでしたが、巻き込まれてしまった。適切な監査人がいないというようなことが現実にも今起きているわけです。そのため制度面で確かに個人の刑事罰がありますが、監査法人についてはないではないかということとはよくわかります。けれども、実態面を見ていただいて、やはり先ほどお話がありましたとおり、実効的な制裁というのがよろしいのではないかと我々は思っています。

先ほどの事務局の説明にもありましたけれども、刑事罰を設けている国でも実際にほとんど適用がされたことがない、あるいは設けていない国も多々あるわけです。そういう状況の中で実態面をよく見ていただいた上で、議論して頂きたいというふうに考えています。

○田村政務官 ちょっと素人の意見ですけれども、大きな話をさせて頂きたいと思うんですけれども、流れる中で褒めて育てるかビビらせて育てるかということがあると思うんです。アメリカ型にいくという話があったんですが、アメリカとインフラが全然違うという前提があると思うんです。日本は1万5,000人ぐらいですか、アメリカは35万人ぐらい。ビビらせても代わりが幾らでもいるということがあるわけです。

それと、だれをビビらせなければいけないかという第一義的なことを考えると、監査法人の話からずれてしまうんですけれども、会社の経営陣だと思うんです。一義的なドキュメントの責任というのはそこにあって、意見書を出すのが監査法人なんです。刑事罰を強化するなら私はまず一義的には会社の経営者だと思うんです。それと褒めて育てるという意味では社内監査役です。社内にやはり監査法人のサポーターをしっかりとつくってあげる、これが絶対必要だと思うんです。そこがやはりいま一つ足りない。

それとビビらせてネガティブな効果があると思うのは、これから金融を間接から直接へ、中小・中堅も直接金融にアクセスしようというときにあまり監査法人をビビらせるようなことを

すると、本当に400人もいて全然知らない会社、危ない会社の監査をしていたらおれも責任をとらされるとなると、下手な会社、ベンチャーみたいなところは一切監査を引き受けるなどというようなインセンティブが働くわけです。そうすると本当に監査難民というか、定期的な財務諸表が開示できなくて上場できない企業というのも結構出てくるわけです。直接金融にアクセスする芽もつぶしてしまうということもあるので、やはりだれをビビらせるか、ビビらせて育てるのがいいのかということやはりそういうところも含めて議論していくのがいいのではないかなという気がします。

以上です。

○関部会長 どうありがとうございました。

今政務官のおっしゃられたようなことも含めて、なおまだご議論することがあるのではないかと思います、いかがですか。

どうぞ。

○増田（雅）委員 私は原委員の見解に賛成でありまして、法律のバランスを見て監査法人に対する刑事罰が欠落しているというのがやはり問題があるというふうに考えます。

この部会を再開してから何回も申し上げますけれども、やはり企業監査というのはマーケットの重要なインフラでありますから、その信頼性というのは、日本の市場の信頼性を左右する大変重要な問題だというふうに思われるわけです。

その中で今何が問われているのかということ、監査の品質の確保というのが一番問題視されているわけです。その中でもとりわけ組織的な監査がきちんとできているのかどうかというところがカネボウ事件等で問われているわけですから、個々の会計士の責任というよりはその会計士がきちんと業務を公正に行うようにできる業務管理体制を維持すべき監査法人の責任が問われているんだというふうに私は考えるわけです。ですから、やはり監査法人はそういう管理体制をきちんとつくることを怠っていたというような場合には刑事罰の対象にするということをきちんと法制化しておくべきだと。その上で、原さんおっしゃっていましたようにどういう場合に適用するのか、どういう中身の罰を与えるのかというのはよく検討すべきだろうと、こういうふうに考えます。

○澤田委員 一言だけ刑事罰についてです。民事、行政、刑事という法的整合性という意味で刑事罰が欠けているというのはわかります。ただ、監査法人に刑事罰ということになれば、間違いなくその監査法人はつぶれます。多分、今回中央青山さんの件でも非常に慎重な配慮で、時期を選んだ中で行政処分されたんでしょうが、それでも相当程度の大混乱を招きました。だ

から、刑事罰を受けるようなそういう監査法人は非常に小さな刑事罰であっても市場から退場しろというメッセージを送られるという覚悟なのかどうか。刑事罰の影響は善意の第三者を巻き込むものであって、我々は何かプロテクトしているように見えるかも知れませんが、非常にそれを危惧しています。

○原委員 2つなのですけれども、1つは田村政務官が退席をされたので、最後までいらっしゃるかと思ったものですからまた一番最後に発言をしようかと思ったんですけれども、やはりビビらせるのかどうか、褒めて育てるのかというお話がありましたが、最終的に考えているのは市場のルールというところで考えているのであって、監査法人の仕事というところではなくて、最終的な着地点を考えるとどういうルールがいいかというところで私は考えてみるべきだと思っております。

それから、今も中央青山が大混乱をいたしましたけれども、特に刑事罰規定がなくてもああいった状況になると大混乱になるという実際の本当に現場というのを見させていただいたような感じがするのですけれども、これは刑事罰があるともっとひどくなるのか、もっとそうでもなくなるのかというところと必ずしも結びつく話ではないのではないかなという感じがあるのですけれども、刑事罰がなくてああいう状況になったわけですね。ないままだったらまた同じような状況になるわけですね。そうすると私としてはきちんとしたルールがある方がより明確になるのではないかなと思うのですけれども、2つ目は感想的な意見です。

○関部会長 原さんがおっしゃっている第2点目について、実態からいってどういうふうに判断するのがいいというふうにお考えでしょうか。

○増田（宏）委員 今の原委員のお話ですけれども、刑事罰があればもっと混乱しますよね。そのために、この後で議論される行政罰のところでは課徴金だとかいった部分によって各国が行っているのが現状です。刑事罰がなくても処分を多様化すれば、十分対応できるのではないかと考えられます。

今回の中央青山さんの場合、一部の業務停止ということでしたけれども、非常に大がかりなことになりました。そうではなくて一部の新規公開業務だけの業務停止ということも当然あるわけですし、一部の事務所だけの業務停止というやり方もあるわけですね。それに加えて課徴金の制度を設けて何十億円かの課徴金を払わせるというようなやり方があれば、まだ市場に混乱を招かないで善意の被監査会社とか投資家等に迷惑をかけずに済んだのではないかなと思っております。

ただ、起訴ということになってしまいますと、これはもうその監査法人に烙印を押すわけで

すから、これは明らかに逃げ出すわけです。それは先ほどちょっとご説明したとおりで、起訴された段階でなくなるということは現実に起きるんです。そういう意味では混乱するということですね。

○関部会長 この点は一応よろしゅうございますか。後で幾らでも戻って議論して頂くことがあるということで、それでは次の行政責任というものをどう考えるんだという論点について皆さんのご意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですから。

前半の議論も戻っていただいて結構ですし、刑事責任についてなお議論が足りないということでご意見があればおっしゃっていただいてもいいということで進めさせて頂きたいと思いません。

行政責任の論点は、処分の多様化、今は戒告とか業務の全部または一部の停止、あるいは業務改善指示という処分とは位置づけられないこの類型があるわけですが、もう少し多様化すべきではないかということで、このペーパーでは幾つか課徴金を含めて行政責任の問い方について選択肢を多くしたらどうか、こういう提案についてどう考えるかという議論だと思います。いかがでしょうか。

○原委員 質問をよろしいですか。この行政責任のところは、行政が直接処分をする、その部分を多様化できないかという論点と、それから実際に公認会計士協会がご自分でおやりになる部分と、それからそれについて金融庁が報告を求めたり調査に入るといようなところの多分3つで考えるということになると思うのですが、2ページのところに書かれている行政責任の一番下の段落で、協会の方で戒告とか会員権の停止とか金融庁に対する懲戒処分の請求を行うことができることとしていると書かれている部分なのですが、これは現行どのぐらいおやりになっていらっしゃるのかというデータがありますか。

それから、法人については過怠金の話が出ているのですけれども、こういうことは現実的にやれるというような状況というんでしょうか、仕組みがとれることになっているのかどうかということをちょっと質問でお願いしたいと思います。

○関部会長 まず前者の問題から。これは増田さんの方に答えてもらうのがいいですか、あるいは金融庁の方から……。具体的な数字は後で。

○原委員 細かな数字でなくてもいいです。実際にどれぐらいの活用しているか。

○増田（宏）委員 それでは、私の方でわかる範囲でお答えします。

会計士協会は、会則に基づきまして懲戒処分の制度を設けていまして、今は綱紀審査会と書いています。そこで個別の問題で非違事例があったという場合は、処分をしています。処分の

態様としましては、戒告だとか会員権の停止、それからここに書いてある金融庁に対する懲戒処分請求というのがあります。現実には毎年何件か出ていまして、過去に何十件と申しますか100件単位で多分あると思うんですけども、ずっと長い年月ですから、昭和40年ぐらいからのデータはとってありますので、具体的に後でご報告できると思いますので、そういう懲戒処分は行っています。

その中にはもちろん倫理違反のようなものだとか、あるいは税理士法違反というようなことで処分をした事例もございますが、もちろん非違事例といって粉飾に加担したと申しますか、そういったものについての処分もしております。

それから過怠金の制度は今ありませんのでやっていませんけれども、一定のルールをつくって自主規制としてやるということはもちろん可能だと思います。けれども、まだ具体的に検討はしていないという状況でして、自主規制の強化の中で検討していくということ是可以だと思います。

○原委員 重ねて質問なのですが、非違事例、こういう事例だとわかったのはモニタリングでわかるのか、それともどこからかそういう話が聞こえてきてわかるのかという、それはどのようにして把握していらっしゃるのですか。

○増田（宏）委員 それもわかる範囲でお答えしますが、一つはやはり、会社が破綻した、あるいは再生機構に入った、あるいは新聞記事等で問題があったというようなマスコミの報道されたといったような情報です。

それから内部的には、今は品質管理レビューの方で問題が発見されるケースもあります。これはレビューですから、再監査しているわけではないんですが、専門家が見るとちょっとこれはおかしいのではないかということで、品質管理レビューに加え、直接調査するために、それをさらに調べる委員会がございまして、そちらで監査した担当者呼んで話を聞いて、必要があれば調書を持ってきてもらうというようなことをやって調査しています。その上で問題があるということであれば先ほどの綱紀審査会という会員以外の外部の委員の方、弁護士さんといった有識者が入っている綱紀審査会において、審議し、処分等を決めることになっています。これは去年の10月から外部の人を入れて、そこで決まったものについては役員会でも変更しない、役員会にかけないということになっていますので、そのまま会長が言い渡すという仕組みになっています。

○藤沼委員 増田委員の追加なんですけれども、昨年から、これはカネボウ事件を受けて、ホットラインというものをつくりました。外部の人からの告発も受けようということで、協会は

それに対応して監査業務審査会で調べるということを開始しています。

それとあと従来まで綱紀案件の処理は理事会で決定していましたが、これでは独立性とか透明性、公平性がないだろうということで、これは昨年7月の総会で、外部委員と会員から成る綱紀審査会で審議して決定することに変更し、透明性の確保に努めています。協会の処分権なんですけれども、会員権停止というのは重いようなんですけれども、実質的には会員が固有に持っている権利、総会に出席して意見を述べる権利とか、機関誌を入手する権利を停止するというので、そういう面では確信犯にとっては大した処分ではないということがあるわけです。けれども、協会が会員の処分をすれば金融庁に報告いたしますので、金融庁の処分と連動することもあるという面ではそれなりに意味があるということで、全く意味がないわけではないということです。しかし、我々自身が会員の監査業務に制限を加えるような仕掛けが協会の処分権の中にないわけで、それで上場会社を担当している事務所が約260あるわけなんですけれども、その260の事務所については上場会社監査事務所部会というものをつくってそこに登録してもらおう。そこでの登録情報というのは全部公開する。それで品質管理上極めて問題があった事務所についてはその事実も公開するというので、外部からの目というものを導入することによって、問題事務所に社会的制裁というものが加わるような自主規制システムを導入したいということで、今年の12月に臨時総会を開いて会則変更の承認を求め、来年の4月からスタートする予定にしております。

○澤田委員 そうしましたら、先ほど質問のあった協会の処分件数なんですけど、一応ちょっと手元を探しましたので簡単に。

協会の処分には戒告と会員権停止とそれから懲戒請求、これは行政庁に対して会員の懲戒請求をするもので、会員権停止よりさらに重い処分です。昭和41年からのデータですが、監査法人につきましてはそれらすべて含めて昭和41年から件数12件、それから法人数も12件ということになっています。個人の会計士につきましては、戒告から懲戒請求まで含めまして201件、それから人数は237名です。これは件数により複数の人間が重なっていることがありますので一致しないケースがあります。

ただ、ここにはいわゆる監査の不祥事ではなくて一般的な公認会計士の社会的な信用失墜行為によるものが2割ぐらい入っておりますので、その辺の詳しい数字までは今手元にございませんで、追加的に申しました。

○関部会長 ありがとうございます。

印象として多いですね。41年からですか。

○澤田委員 そうです。

○関部会長 41年から今までね。

○渡辺副大臣 私がいると言にくい方もいらっしゃるでしょうから、ちょっと私はここで退席をさせて頂きまして、自由闊達なご議論をしていただければと思います。別にプレッシャーをかけるつもりは全然ございません。よろしくお願いいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。いろいろな提案が行政責任のところでありますけれども、皆さんいろいろご意見があるのではないかと思います。

八田先生、どうぞ。

○八田委員 刑事、民事、行政とありますが、私は基本的に行政責任といいますか、行政での機動力を持ったきめ細やかな対応というのがマーケットには求められているのではないかとというのが一番の趣旨です。

後ほど民事のときもお話ししようと思っておりますが、例えば民事責任の強化をするといったときの言うならば損害賠償ですけれども、アメリカでもやはり監査法人とか監査人というのは最も訴訟に弱いといいますか、先ほど事務方のご説明がありましたけれども、事務所にとって他の一般事業会社と決定的に違うところは、これは信用を負っているという1点なんです、名声というか評判というか。したがって、一つ失墜すればもうなだれ現象が起きるのは明らかであって、他の製造会社とか一般事業会社とは決定的に違うわけです。したがって、刑事とか民事の部分で同じ土俵で議論することは私はできないと思っているし、特に民事の場合は先に申し上げておきますが、やはり最も訴訟のターゲットとか責任の標的になりやすいということから、ちゃんと理論的にもディープポケット理論という形で、言うならば会計事務所監査法人は最も金を出しやすいということでねられると。ましてや、これからは代表訴訟のターゲットになりますので、この辺をぎゅうぎゅう締めても制度は一向によくならないと私は思うんです。

それよりも、やはり行政のところで責任の多様化といいますか対応の多様化。これもでき得るならばマーケットの混乱をできるだけ小さくするためには何をするかというと、過去ないし現時点におけるクライアントの関係については一応受け入れる形で将来に向かって何がしかの対応をとる。例えば新規顧客を半年間とってはいけないとか、あるいはさっき申し上げたように教育指導的な対応をとれとか、それは課徴金とも連動しますけれども。そういった方向性をもって官のレベルといいますか、行政の方がきめ細やかな対応をすることが本来の意味での

ロフセッションの育成に私はつながると思うんです。自主規制というのは、何も会計士業界にすべてをゆだねるわけではなくて、最後に背後にちゃんと厳しい官の目がありますよと、これは私は行政ではないかと。ただ、今日本の行政の対応がそういった環境にあるのかどうか私はよくわかりませんので、その辺はやはり並列的に考えるべきではないかと思います。

○関部会長 ありがとうございます。

飛山委員、いかがですか、市場の公正を守る立場からどう考えたらいいかという。今、八田委員から問題提起があったと思いますが。

○飛山委員 刑事責任の方は、やはり日本の実態とか現状を考えるとなかなか難しい面もあるかなと思うんですけれども、少なくとも行政責任のところについては今の2つだけというんですか、戒告処分と業務停止のところ以外のものもないと今回みたいに混乱を生じますので、今八田委員が言われたと同じで、もう少しいろいろなバリエーションがあるようなことをちょっと考えていただけるといいのではないかなという感じは持っているということでございます。その程度です。

○澤田委員 会計士協会が発言すると何かプロテクトばかりのように聞こえるのが非常にづらいんですけれども、先ほど原委員の方からも、ここでこういう形で会議を持たれている原点を考えたらどうですかというご意見がありました。

刑事責任の場合について、我々は本当に心配しているわけですが、行政の手続の中での多様化というのは、善意の第三者に対する影響も限定され、我々も考えていかざるを得ないだろうと考えております。

本日のペーパーの中で幾つか提案されているわけですが、欧米なんかではどちらかというところの問題があれば、将来に向かって一定期間の新規業務受嘱の停止とか、そういう形で現在の業務にはあまり影響を与えない形でペナルティを課すというのが割にスタンダードだと認識しています。それと課徴金というのは先ほどご説明がありましたように独禁法との関係とかいろいろなことがあって難しい側面はあるのかしれませんが、これについても我々は一定の範囲の中で甘んじて受けざるを得ないのかな、このように考えております。

ただ、ペーパーの中で6ページのところにあります、上の方にあります監査に関する品質管理の観点から云々ということで、いわゆる役員等の解任命令というのが例示されているんですが、これは団体自治の基本的なルールを無視するもので、そこまでこういうことを決められるというのはちょっと疑問だな。日本公認会計士協会の役員に対する解任権は平成15年の公認会計士法の改正のときに行き過ぎだということで削除されたわけで、もっとプライベートな組織

のところこういう形で入るといのは、ちょっと行き過ぎではないかな、そういう感じがいたします。

それと先ほどどなたから、日本公認会計士協会の方で行政とは違って何らかのペナルティを科すことができますかというご意見があったと思います。これについては、我々としては例えばCPE、継続専門教育に非常に熱心でない、完全に横を向いている人間があるとき、協会としては連絡を取り警告しているわけですが、このようなときには協会としてもコスト負担をしてもらうということで、一定の範囲の中でこういう制度を考えてしかるべきなのかなと。これは協会に持ち帰って検討させていただければいいかと、そんな感じしております。

あと一つ、この中で業務改善指示と業務改善命令が出てきますが、どこが違うのか、処分ですよということ、処分ではないですよということなんだろう。ここのペーパーに書かれていましたけれども、2ページのところに監査法人に主体的な取り組みを促すことにより将来にわたって云々ということなんですが、私が現実にもいろいろ聞いているところによると、相当程度具体的な指示まで出されているようで、なおかつ大手監査法人については計画、それからその提出においても窓口のチェック、さらにフォローアップということで相当厳しい状況で、業務改善指示が行われており、現実問題としては先ほど田村先生の方からご発言がありましたけれども、公認会計士がちょっと震え上がってしまっているというのが、正直今の現実なので、その辺の実態をよくご理解願えればと思います。

我々は、厳しい状況に置かれていることを十分に理解した上で、先ほど会長が申しましたように少なくとも上場会社の監査を行う監査人については、より品質管理レベルが高まるような仕組みを12月に導入する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○原委員 意見ということでお願いしたいと思いますが、ここの行政がかかわることについては皆さんあまり異論がなく、多様化したもので効果的な形のもを導入して頂きたいということなのですが、確かに保険の不払いなんか私どもは身近で随分不払いがあるよとかとみんな話していたのになかなか決め手を欠くところがあったので、やはり行政が出てくるとこれは不払いであると明確にわかるところが専門家と違って、そういう意味では行政にお願いをしたいという部分もあるのですが、私自身、規制改革会議に加わっていて、あまり行政にすべての権限を移譲して強化というところもどうか。結局バランス論のような話のところもありますので、行政だけがすごく特化して強化をされるということではなくて、もともとの刑事と行政と民事とのバランスの中での検討を重ねて頂きたいと思います。

○関部会長 岩原先生、どうぞ。

○岩原委員 今のまず全般的なバランスというか、行政責任として書かれているところからいいますと、本来でしたら公認会計士というのはプロフェッショナルで、自律できる、ピアレビューができるというのが本来の望ましいあり方だと思います。そのようなプロフェッショナルによる自律の制度として一番整備されているのが弁護士で、弁護士の場合は弁護士会の処分により公認会計士と違ってまさに業務を禁止することまでできるという制度なわけです。ところが、先ほどご紹介がありましたように公認会計士については中で処分しても処分の効果というのは極めて限られていますし、40年ぐらいの間に200件という処分件数ですが、問題はその中で、どこまで事前の効果的なチェックができているのか、ピアレビューとして、おかしいというような評判があれば大きな問題が起きる前にちゃんとチェックできているのか、それとも社会的に騒がれてから初めて後追いで処分しているのかというのが非常に問題で、処分の今までの質の検証も必要ではないかというふうに思っています。弁護士会でさえそうなんですけれども、日本社会の大きい特徴はなかなか自律ができない。ピアレビューだけで、不正行為が起きないように規律していくことが実際には難しいというのが、残念ながら現実かなというふうに思っています。公認会計士協会としての自律もなかなか難しいところがあるし、それぞれの事務所の内部的な規律の維持も実際には難しかったから現にこういう問題が起きているのではないかと思っています。そういうことを考えると、やはり残念ながら行政がある程度かかわる形での規律を求めていくという制度はつくらざるを得ないのかなというふうに思っています。

そういう意味で、ここで行政責任という言葉で書かれている制度の導入に、私は基本的に賛成でありまして、先ほど役員の解任命令までどうかというご意見もありましたけれども、きちんとした内部管理体制ができないような状態であればそれも導入せざるを得ないのではないかと。銀行法も役員に対する解任命令の規定を入れていますが、残念ながらそれと同じようなところまであるいは必要かもしれないと思います。本当はなしで済ませられるのが一番いいと思っているんですけども、残念ながらそういうのを導入せざるを得ないかなと思います。

それから民事責任の方まで。ちょっとこの後、退席させていただきますので。

○関部会長 では、以降もう時間もありませんから、民事責任を含めてご議論頂きたいと思えます。

○岩原委員 民事責任でありますけれども、先ほど八田委員からアメリカとの比較でご議論があったんですが、アメリカとは随分違うと思います。代表訴訟の制度が入ったことによってある程度形の上では近づいてはいるのですけれども、制度上の違いもなお大きく、実際上の違いはさらに大きいと思います。アメリカの場合は何よりも証券の被害者がクラスアクションを起

こせるわけですが、日本はクラスアクションを起こせませんので、実際に訴えてこられる可能性は極めて低く、基本的に日本の戦後の公認会計士なり監査法人の責任を追求した事例というのは極めてまれでありますし、さらに責任が認められた例というのはほとんどないといっているぐらいの実情であります。公認会計士の不正行為により被害者がもしか出ていたら被害者にきちんと賠償するということはやはりこれは必要なことです。不正行為へのペナルティとしては、本当は課徴金で国が潤うのではなくて、賠償金により被害者にちゃんと還元してやるのが本来の筋かなと思います。

もっとも、さっきディープポケットという議論が出ましたけれども、公認会計士や監査法人事務所は、被監査会社と比べればそんなディープポケットではないわけでありまして、そんなに幾らでも取れるはずはありません。ですから損害賠償請求に関する法規定を整備してもそれで被害者の救済に実効性があるかという点、それには限界があると思います。損害賠償の規定は不正行為を起こさせないための予防的な意味は大きいのですが、被害者の救済の観点からは限界がある。それを考えると、予防的機能を果たしながら公認会計士や監査法人が全体として業として成り立ってサービスを提供していけるようにするためには、被害者が責任を迫及しやすくする制度整備をする一方で、過失責任等につき一定の責任制限的な制度を考える必要があるかもしれません。

その中ではキャップ制等も考えられるのかもしれませんが。ただ現時点で上柳弁護士からのご意見も出ていますが、先ほどから申し上げているように、内部規律が十分働いていないところで単純にキャップ制を設けてさらに有限責任にするということだけで今回の不祥事等に対する社会の理解が得られるかどうかはやや問題です。事務所内部でのチェックがより働かなくなる懸念も生じます。全体としてそういう規律が働くことの仕組みができたところでそういうキャップ制等も考えることができるようになってくるというふうに思っています。

○関部会長 ありがとうございます。

民事責任も含めて全体、ご議論を頂きたいと思います。

○増田（宏）委員 今の岩原先生の話に反論するようで申しわけないのですが、弁護士会と会計士協会、それは全然違うわけで、それこそ100年からの歴史のある自由にやってきた、自由と規律の話ではないけれども、そういう自主的にやってきた組織である弁護士会だと思うんです。逆に会計士の側はどうかといいますと、行政の保護と言ってはいけませんが、規制と保護のもとずっと育ってきた。今50年ちょっとたったわけですが、その中であって今逆に規制を緩和する中で、自主規制を強化して自立すべきだと話が進むのではと、期待していたので

ずが、先生は逆に行政責任を強化すべきだとおっしゃられましたのでそれはちょっと違うんじゃないかなと思います。今の規制緩和の中で、自主規制を強化すべきというふうを考えるべきだと思います。

やはり民事責任の話も出てきましたけれども、ペーパーの中で特に気になっているのは、民事責任の項の7ページです。監査法人の品質管理、ガバナンスの話が出ています。この中に内部機関として個別の監査証明業務を執行する社員、それから個別の監査の審査等の品質管理を担当する部門、経営に関する意思決定を行う部門、理事、理事会等というものについて内部機関の設置を求めて内部管理、ガバナンスを整備するべきではないかということがありますが、むしろこういうことになると、大法人だけしか生き残れないということになってくることを懸念します。

例えば、この前お話ししました個人経営のところだとか、小さい監査法人がございしますが、そういったところにこういう内部機関設置を求めるとということになりますと、実際そういった中小事務所は市場から去れということになっていくと思います。

監査基準だとか品質管理の面で国際的に求められているのは何かというと、求められているのは機関はなく、機能です。ですから昨年定められた品質管理基準においてもそういう機能を持つことが求められているわけで、小さな事務所でも執行と審査、そして運営側とが分かれているということであれば、十分やっつけていけるという基準ができています。そういう意味では機関を求めるといのはおかしいように思いますし、これは有限責任の選択制の中の条件だということになると、小さい法人は無理だということになり、市場から退出を求められることにもなります。むしろ公平性といった面で参入障壁ということになりかねませんので、この点は検討頂きたいなと思います。

○池田企業開示課長 今増田先生からあった点のご意見として承るべきものだと思いますが、この論点の紙に誤解がないように申し上げておきたいと思うんですけれども、7ページに書いてある趣旨は、必ずしもすべての監査法人にこういうような内部機関の設置を求めるというよりも、有限責任形態を選択するというような監査法人についてはこういった内部機関の設置を求める。逆に言うとそもそもこういうものが設置されていることを前提に、そうしたものが設置されている法人には有限責任形態の選択を認めるということを考えてはどうかという趣旨なので、すべての法人にこういうものを設置を求めるべきではないかということではなくて、ただそういうものが設置されていないと有限責任形態を選択できないということではあるかもしれませんが、そもそもそういうおっしゃるような個人、中小営業のようなところで有限責任形

態というものが現実的にあり得るかどうかという問題はあろうかと思っております。

趣旨は、すべての監査法人にこういうことを求めるべきだという問題提起ではないということだけは申し上げておきます。

○関部会長 根本委員、いかがですか。

○根本委員 まず前回、部会長がおっしゃっていた個人の専門家の集団である監査法人からより時代の要請によって、組織をベースとするものに、組織の責任を重視していく方向だというようにお話がありました。そういったことからこの罰則の問題も一つ見るべきかと思っております。先ほど増田委員もおっしゃっていたんですけれども、個人の無限の連帯責任というところが、特に大規模な法人に関して現状と乖離しているということはあるかと思っておりますし、そのあたりを変えていく工夫というのはあっていいと思っております。

一方、その組織の責任との整合性から考えると、刑事責任の方で、個人についてはそれを問うけれども、法人についてないというのが若干不整合なようにも感じられるところです。

かつ、先ほど伺っていたお話で、他の企業と監査法人はかなり違うんですという、監査法人はレピテーションが生命ですというお話があって、それが言えると思う反面、他の企業でもやはり不祥事とかで破綻してしまう企業というのはかなりありますし、食品会社でも金融機関でもやはり評判というのが命というところは同じなので、その理由をもってして刑事責任を置くべきではないというところがやや納得できないところがありました。

私はアナリストなので投資家の観点から言うと、市場とか被監査会社、ステークホルダーに大きい影響があるので罰則規定を置かない方がいいということはいえないと思っております。むしろそういった問題を放置する方がよほど投資家にとってはマイナスだと思いますので。ただ、刑事責任というのは非常に大きい影響を持つのはおっしゃるとおりだと思いますので、その最後の究極の措置をなるべく発動しないようにどう制度としてつくっていくのかを考えていってはどうかと思っております。

以上です。

○関部会長 質問だと思って頂きたいんですけれども、私は刑事責任に関しては現実にはなかなか発動できないんだと思うんです。伝家の宝刀のようなもので、抜けないんだと思うんです。ですから諸外国では規定があっても使っていないわけです。しかし、抑止力のようなものはやはり、どうせ抜かないんだと思われる抑止力にもならないんですけれども、抑止力としての効果というのはやはりある。建前みたいな議論になるんですけれども、刑事責任を問うということには意味があるのではないかという点についてはどうですか。増田委員、どうですか。

○増田（宏）委員 それこそ極端に言えば、戦争抑止のために核兵器を持ったかどうかという議論になってしまうかと思います。実際に使えないというものであれば、やはり効果的に使えるもの、課徴金制度とかいったものによって抑止するという方が、むしろ効果的だと思います。ある意味では行政の方で使えるものがあつた方がいいと思います。

それからもう一つ、根本委員の話で誤解があつてはいけないので。

一般事業会社と異なり監査法人の場合は、業務執行者は関与社員という最終の責任者で、会計士しかたないんですね。一般事業会社の場合は、一般に業務を執行している者が責任者になるということはないわけです。監査法人の場合は、無資格の人はなれず、会計士でなければならぬ仕組みになっています。そのため処罰されるのも、会計士の責任者だけです。そのところが、一般事業会社と異なり監査法人というのは特殊な組織です。だから先ほど話の中で、有限責任制度になつても関与会社の業務を執行した人は無限責任です。3人で責任を持ってやっていたら3人の無限連帯です。有限責任制とは、監査法人の社員でその監査業務に関与していない社員が有限になるだけの話で、関与している方は無限連帯なんです。一般の事業会社にそういうことがあるかということ、執行した人が無限連帯の責任をとることがないと思うんです。その辺のところを誤解されては困ると思っています。

○関部会長 ほかに。

八田先生、どうぞ。

○八田委員 民事責任に関してですけれども、今増田委員言われたように無限連帯の状況があるということですが、結局民事責任に関して監査法人あるいは担当者の責任をさらなる強化を図った場合に、そもそも先ほど田村大臣政務官もおっしゃったようにここで一番問題になるのは粉飾といいますか、虚偽表示がまず先にあつてそれを見抜けなかったのか、あるいは知りつつ隠ぺいしたのかによって、悪の主人公はまず企業サイドにあるということなんですね。これを忘れてはならないわけです。その部分で今増田委員言われたように、民事に関しましても業務執行者、それなりの損害賠償、責めをとられる場にあつても無限という発想はないですね。となつてくると、このまま無限という状態を続ければ私はモラルハザードが起きる可能性は十分にあると。つまり経営サイドも、あるいは株主の方も、では最後のとりでで追及すべきは監査法人と。ですから先ほど岩原委員言われたように、別にアメリカだけがディープポケット理論というのがあるわけではなくて、一つの一番弱いターゲットに、そしてそこに、私は巨額の金を持っていると思わないですが、当然ながら損害賠償の職業専門賠償保険に入っていますから、必ずしも全部自前で払わなければいけないということではないと思いま

すけれども、少なくともねらい撃ちにされるということは、これはもうグローバル化した市場においては、日本人が日本の監査法人を訴えるという前提ではないですから、国際社会の外国人投資家とか機関投資家がねらうわけですから同じ発想で来るということは当然ながら、国家的防衛という観点からもちろんと体制をとっておかないと、一般の人たちには何となく耳ざわりのいいような、責任さえ強化しておけば何とかなるというような、言うならば監査法人性悪論と申しますか、そういう発想は非常に危険だと思います。

○原委員 感想的な意見で恐縮なのですが、エンロン事件以来、大変公認会計士について社会の関心が非常に高まっている状況です。

今日のペーパーなんかを見させていただいても、まだなかなか組織形態、例えばガバナンスとかディスクロージャーとか財政基盤について詳細な制度がまだ設けられていないわけですね。ですから組織形態とか、それからどういうふうに業務をやるかとか、それはどういう監督というのでしょうか、規律のもとにあるべきかというところでは、まだまだすごく途上というか、発展途上というような感じがいたします。だから今回の部会で結論を出されるところも、私はまだ途上のところだろうと思っておりまして、前に岩原先生が引用なさったのでまた重ねてにはなってしまいますけれども、上柳委員が出されているペーパーで民事責任のところについては今回の整備等の効果の検証をした上でまた検討というような課題のところにあるのではないかと意見をおっしゃっているところに同感です。

それから、私が規制改革緩和の話をしたので増田委員からまたちょっとそれについてお話が出ましたけれども、今会議で検討していることは、必ずしも何かすべて全部規制緩和して自主に任せようという話をしてはいるわけではなくて、市場のルールづくりのところは非常に一生懸命やっております、金融商品取引法を国会で成立をいたしましたけれども、かなり厳しい規律が入った法律です。これも規制改革会議でやりましょうというようなことで出てきたりしておりますので、すべてを協会に任せて自主でやりましょうということでのルールづくりとは必ずしも一致はしていないというところは申し添えておきたいと思います。

○八木委員 2点申し上げます。1つは、7ページにある監査法人の組織形態のあり方ということについて関心があるので一言申します。これは平成14年にも検討されたが先送りされて今日に至っている事項だと思うのですが、今度の会社法で新たに生まれた合同会社という考え方を採り入れる方向で検討して、運営は組合形態、社員は有限責任、そして法人税もかかるという税法の観点も入っている、こういう方向の検討というのは非常におもしろいと思っております。合同会社そのものについては別の意味で我々に関心があるので、これは是非前向き

に取り組んで頂きたいとこういうふうに感じました。

2点目は、6月にも申し上げたディスクロージャーのことです。やはり財政基盤の透明性の確保ということが非常に大事なので、BS、PL等を含めた財務諸表についてディスクロージャーされるということは必須ではないかなというふうに思います。

「有限責任形態の監査法人については」というふうに資料には書いてありますが、ここに絞る意味はないのではないかと思います。

以上でございます。

○伊藤委員 私も八木さんとよく似た意見なんですけれども、組織形態としては有限責任形態というのが考えられるのではないかと。そのときにはディスクロージをきちっとして、やはり組織監査がきちりできる体制づくりをしておかないといけないのではないかとというふうに思うわけですね。

今日の刑罰の問題というのはここで全部固めてしまうのではなくて、恐らくあと3回ぐらいあると思いますので、公認会計士の独立性の問題とか、あるいは今後の業容拡大とか、同じことを繰り返しますが、それと絡めて総合的にもう一遍最終的に決着をしていただいた方がありがたいのではないかと思います。

以上です。

○渡辺委員 今の意見に非常に私は賛成なんですけれども、まず刑罰から議論が入りまして、そのときのいろいろな議論を思い出してみますと、刑罰で全部いろいろな問題を解決しようとするのは無理だよとか、そうするといろいろな問題が生じるよと、こういう議論がいっぱいあったと。それから行政責任、それからガバナンスとかいろいろな有限責任の導入とかいろいろなことがずっと議論されてきますと、そういうものを前提にした上で最後にぎりぎり刑事責任を問う場面というのがあるのかどうかということが最後の判断のポイントになってくると思うんです。

そのときに部会長がせっかくおっしゃったんですけれども、私はこれで牽制効果とか抑止力があるとか、抜かすの宝刀でもいいんじゃないか、こういうことではやはり刑罰の問題はちょっとプロとしては難しいのではないかと。やはりぎりぎり個人を罰した上で、法人の刑事的な社会的責任を問うような具体的なシチュエーションはどんな形で想定されるのか。それは行政の手段とかいろいろなものを使って、それが当然レピテーションリスクとかいろいろなことを考えながら徐々に厳正に発動していく。だけど、それでもどうしても追及し切れない責任というものがあって、それは場合によっては抜くという前提でそういうものが本来にあるのかど

うかという議論をして頂きたいと思います。

○安藤委員 時間がありませんので簡単に申し上げます。

まず、刑事罰に関してですけれども、先ほど関部会長が言われた伝家の宝刀で抜かないんだというふうなこと、もしもそういう議論をするんだったら非公開のところではやらないと、公開の審議会でそれを議事録に残るようなことをやってしまったら、これを設けてもあまり意味がないんじゃないかというのが1点。

それから行政に関してですけれども、資料1-2の8枚目に諸外国の監査法人制度の比較がございまして、そこに監査人の行政責任のところ、私は日本の公認会計士協会が目指すべきはイギリスのICAEW、自主規制団体による処分。できたら日本の弁護士会ではないですけれども、そういうところを目指すべきではないかというふうに——すぐは無理、わかっています。歴史も違う。

そうしますと、今日の資料1-1ですと、まずは6ページの(3)民事責任の上の Paragraphにある、日本公認会計士協会が過怠金を課することができるよう制度的な手当てを行い、あわせて行政から協会に対して所要の措置請求を行うことができるようにすることが考えられるかどうかどう考えるか。

何かこういう制度改革のたびに公認会計士協会の権限を強める方向へ私はシフトしていくのがいいのではないかという気がいたします。これはある意味では、あまり行政に頼らないということにもつながるのではないかと思います。

以上でございます。

○藤沼委員 安藤委員から激励のコメントを頂きありがたいと思うんですけれども、ちょっといます。我々自身も自主規制を一層強化し、社会の期待に応えなくてはいけないと思っています。過怠金につきましては、過怠金の制度を協会に導入するという自身、私自身は反対ではないんですけれども、ここでの書きぶりを見ますと、行政から日本公認会計士協会に対して所要の措置請求を行うと記載されています。どの程度の要請なのかということと考えますと、金額などまで具体的な条件のすべてを指示されて協会がやる実行するということになると、協会は行政機関の下請会社みたいな形になってしまいますので、そういう面では自主規制機関としての役割ということが果たせない。その辺のところはやはりそれぞれの役割というものが有りますから、その辺のところを役割規定を明確にした上で過怠金を会員に対して課することができる、こういうことであるならば、それはそれなりに意味がある制度になるのではないかと思います。

我々としては先ほど澤田委員からもありましたように、会員のそのほかの業務上の問題点については、過怠金を求めるという方法もあるのかなというようなことをは実は議論していたわけですので、そういう面でこの制度が自主規制を強化するという形で行われれば非常にうまく機能するのではないかと思います。

それとあと我々は自主規制で何も官の規制から一切外れるということを求めているわけでもありませんし、実際、品質管理の面では公認会計士監査審査会からの審査、検査を受けておりますので、ですから我々の足りないところは、あるいは不備なところは公認会計士監査審査会からそれを補完して頂く、あるいは勧告してもらって、我々自身がそれをまた真剣に改善の努力をするというような形で効率的な運営を行っていきなというふうに思っております。

○関部会長　そろそろ終了の時間も近づいてまいりましたので、本日の審議はこのあたりまでとさせていただきますと存じます。

いろいろと貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、次回以降の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○池田企業開示課長　それでは次回会合の日程ですが、11月8日水曜日の10時からを予定しております。

冒頭、部会長からありましたように次回は監査法人等の監督のあり方、それから残されたその他の論点についてこの場で議論をさせて頂きたいというふうに思います。

会合の開催についての正式なご連絡は改めて事務局よりさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○関部会長　それでは、本日はどうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後6時00分　閉会